

いちのせき 男女共同参画プラン

このプランは、
市民、企業、行政等みんなが一緒になって
男女共同参画のまちを目指す計画です

一 関 市



はじめに

近年の社会経済情勢は、少子・高齢化が進展し、かつ団塊の世代が定年期を迎えるという転換期の中で、国際化・グローバル化、情報化さらには価値観の多様化などによる大きな変化とそれに対応するための社会システムの改革期を迎えております。

一関市においては、このような改革期にある中、様々な社会経済情勢の変化に対応し、豊かで活力ある地域社会づくりのためには、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現が重要であるととらえ、市民、企業、行政等みんなで推進するための行動指針として「いちのせき男女共同参画プラン」を策定いたしました。

近ごろ、児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）など、毎日のように報道されておりますが、生活や経済の効率性を求めるあまり、人としての思いやり、ぬくもりなど、人間関係が希薄になってきている感じがいたします。

誰もが他人を思いやり、支え合い、助け合うという基本的認識のもとでの日常行動が今の時代に最も求められており、その積み重ねがより良い地域の創造に通ずると考えます。

この推進には、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野において、市民一人ひとりが、できることを実践していくことが大切です。

そのためには、男女共同参画のもと、市民、企業、行政、各種団体など、地域社会一体となり取り組むことが何より肝要であります。

市においては、プランの推進状況を定期的に調査し、その情報を公開するなど積極的に取り組んで参ります。

最後に、このプランの策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントを通じ貴重なご意見をいただきました市民の皆さまをはじめ、一関市男女共同参画プラン策定懇話会委員ならびに多くの関係者の皆さまに心から御礼を申し上げますとともに、今後ともプランの実現に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成19年3月

一関市長 浅井東兵衛

目 次

序 プラン策定の必要性	1
1. 男女共同参画社会実現にむけた体系的取組み	1
2. 地域性に根ざした住民活動の効果的指針	1
第1章 プラン策定の背景	2
1. 世界の動き	2
2. 国内の動き	2
3. 岩手県の動き	3
4. 一関市の動き	4
第2章 プランの基本的考え方	5
1. 名 称	5
2. 目 的	5
3. 性 格	5
4. 期 間	5
第3章 基本計画	6
1. 基本理念	6
2. 施策の体系	6
3. 基本目標	7
基本目標 1 意識改革で進める男女共同参画	7
施策の方向1 男女共同参画意識の啓発	
2 制度・慣行の見直し	
3 教育・学習における男女共同参画意識の醸成	
4 国際交流と相互理解の促進	
基本目標 2 女性の参画拡大で進める男女共同参画	11
施策の方向1 市政への女性の参画推進	
2 人材育成と情報収集・提供	
3 企業・団体等における女性の参画と社会参加の意識づくり	

基本目標 3	個の尊重で進める男女共同参画	14
施策の方向1	あらゆる暴力行為の根絶	
2	生涯を通じた健康支援	
基本目標 4	雇用等の場における男女共同参画の推進	17
施策の方向1	就業支援と職業能力開発の促進	
2	多様な働き方を可能とする労働条件の整備	
基本目標 5	農業、商工業など自営業の場における男女共同参画の推進	20
施策の方向1	自営業における男女の対等な連携（パートナーシップ）の促進	
2	女性起業家の育成	
基本目標 6	家庭、地域生活の場における男女共同参画の推進	23
施策の方向1	家事と育児・介護における性別にかかわらず役割分担	
2	子育てにやさしい環境づくり	
3	高齢者等が安心して暮らせる条件整備	
第4章	推進体制	27
1.	市民との連携	27
2.	市の推進体制の強化	27
3.	相談機能の充実	28
4.	推進状況の調査・公開	28
第5章	主要指標及び施策一覧	29
1.	主要指標	29
2.	施策一覧	30
資料		36



序 プラン策定の必要性

～男女共同参画社会とは～

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

(男女共同参画社会基本法第2条)

1. 男女共同参画社会実現にむけた体系的取組み

男女共同参画社会の実現は、人々の意識から社会の仕組みまで複雑な現行システムを見直すことが必要です。そのため、男女共同参画行政は総合的性格をもち、体系化、計画化なしに取り組むことは困難です。市行政における各部局の具体的な施策を横断的に体系化することによって、男女共同参画行政を総合的、効果的に推進することができます。

2. 地域性に根ざした住民活動の効果的指針

男女共同参画社会の実現に向けて行動する主体は市民一人ひとりです。

男女共同参画社会の理念や目標は、国や県、市町村のいずれのレベルにおいても共通のものであります。しかし、その実現に向けての取組みは、住民に最も身近な行政施策として策定されることによって初めて、市民一人ひとりの意識に影響を与え、あるいは活動を支援することができる実効性のあるものとなります。

したがって、地域の生活実態を把握し、その地域に根ざしたプランを策定することが、住民の日常的な行動のなかで男女共同参画社会を実現していくために重要です。そのため、地域の風土や伝統・文化、地元の慣習、住民意識、経済状況などを把握し、また住民の意見を反映した、市独自のプランを策定するものです。



第1章 プラン策定の背景

1. 世界の動き

男女共同参画への世界の取り組みは、国際連合は、昭和50年を「国際婦人年」、それに続く昭和51年から昭和60年までを「国連婦人の10年」と定めて「世界行動計画」を採択し、女性の人権の擁護と男女平等の実現のための国際的な行動を本格的に開始しました。

昭和60年には、平成12年に向けて、女性の地位向上のために各国が取り組むべき施策の指針である「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

平成7年の第4回世界女性会議では、平成8年度末までに各国政府がそれぞれの行動計画を開発し終えることなどを求める「北京宣言及び行動綱領」を採択するなど、男女平等を基礎とした地位向上に向けた国際的な取り組みが着実に進められてきました。

さらに、平成12年6月には、ニューヨークの国連本部で国連特別総会「女性2000年会議 ― 21世紀に向けての男女平等・開発・平和 ―」が開催されるなど、男女共同参画の推進は、国際的な大きな流れとなっています。

2. 国内の動き

このような世界の動きを受け、日本では、昭和52年に「世界行動計画」を取り入れた我が国の女性の人権の保障と地位向上のための「国内行動計画」を策定しました。

昭和60年には、男女雇用機会均等法の制定、国民年金法の改正などの法律、制度面の整備を進め、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准するとともに、昭和62年にはナイロビ将来戦略を受けた「新国内行動計画」を策定しました。

平成6年には、総理府に男女共同参画室と男女共同参画推進本部を設置するとともに、内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会を設置するなど、推進体制を整備しました。

平成8年12月には、同審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を総合的、体系的に取りまとめた「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

さらに、平成11年6月には、男女共同参画社会の実現に向けた法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけるとともに、平成12年に、同法に基づく「男女共同参画基本計画」を策定しました。平成17年12月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変化に対応すべく「男女共同参画基本計画（第2次）」を策定しました。

3. 岩手県の動き

岩手県においても、昭和54年4月に青少年婦人課を設置、平成5年に青少年女性課に改称し、女性施策を総合的に推進する体制の整備を図るとともに、昭和63年3月には平成12年に向けた県における女性施策を推進するための基本指針となる「新岩手の婦人対策の方向」を策定しました。

平成4年3月には、「新国内行動計画」の改定と「第三次岩手県総合発展計画」の策定を受けて、男女共同参画型社会の形成を目指した「いわて女性さわやかプラン」を策定するとともに、平成8年3月には同プランの後期具体的施策を策定し、これに基づく諸施策を推進しています。

平成12年3月には、男女共同参画社会基本法の制定の趣旨、理念等を踏まえ、さらには県の現状等を踏まえ、21世紀初頭を展望した総合的な計画として、「いわて男女共同参画プラン」を策定しました。

さらに、平成14年10月には、県としての強い意志表明と地域特性に応じた男女共同参画施策を推進するための根拠を明確にするため、「岩手県男女共同参画推進条例」を制定しました。

また、同年11月には、知事を本部長とする「男女共同参画推進本部」を設置し、全庁的な推進体制を整備しました。

平成12年のプラン策定後、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」「次世代育成支援対策推進法」の制定など、男女共同参画の推進に大きな展開が見られたことから、このような男女共同参画社会の形成に向けた法令、制度等との整合を図り、男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するために、プランの見直しを行うこととし、平成17年7月、「いわて男女共同参画プラン（改訂版）」を策定しました。

4. 一関市の動き

平成17年9月、1市4町2村が合併し新一関市が誕生しました。同時に企画振興部企画調整課に男女共同参画推進に関わる業務を担当する専任部署を設置し、総合的に推進する体制の整備を図るとともに、施策の指針となるプラン策定に取り組みました。

平成17年12月、基礎資料となる市民意識調査を実施し現状把握に努めるとともに、平成18年2月、市の施策について推進を図る組織として「一関市男女共同参画推進本部」を設置し、同年3月には、広く市民の意見をプランに反映させるため、学識経験者や市民公募委員20名で構成する「一関市男女共同参画プラン策定懇話会」を設置し、意見や提言をいただきながらプランを策定しました。





第2章 プランの基本的考え方

1. 名 称

いちのせき男女共同参画プラン

2. 目 的

「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる」男女共同参画社会の実現は、国の21世紀の最重要課題に位置づけられ、その実現に向け法整備や計画の策定など、国・県を挙げて取り組みが進められてきています。

しかし、私たちが日常生活を営む中で、固定的な性別役割分担意識など解決しなければならない課題が依然として残されています。また、価値観や産業構造の変化とともに、21世紀少子高齢化、経済活動の成熟化、価値観の多様化が進展するなど、社会経済情勢が大きく変化する中において、男女共同参画社会の実現は、その重要性を増しています。

一関市においては、このような社会経済情勢の変化に対応して、豊かで活力ある地域社会を実現していくために、男女共同参画の推進が重要な課題であるとの認識のもと、総合計画との整合性を図りながら、男女共同参画推進の基本的な考え方と方向性を示し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的かつ効果的に推進するため、プランを策定するものです。

3. 性 格

このプランは、一関市における男女共同参画社会の実現を目指し、市における課題と施策の方向を明らかにし、総合的かつ計画的に推進を図るため市の取り組みを体系化したものです。また、市民、企業、行政等が連携協働し、市全体で推進する取り組む際の行動指針とするものです。

4. 期 間

このプランは平成19年度を初年度とし平成23年度を目標年度とする5か年の計画とします。ただし、社会情勢の変化や市民ニーズの変化に対応しながら、必要に応じて見直しを行います。